

## 40 自治体基本法務研修

目 的	行政法、地方自治法をはじめ、自治体の実務全般に共通して関連を有する法分野である憲法の知識を網羅し、自治体職員が共通に備えるべき法務の基礎的知識を学ぶ。		
実施月日	令和8年2月5日(木)～6日(金)		
対 象 者	<市町村職員との合同研修>		
定 員	県職員	受講を希望する職員	定員 25名
	市町村職員	受講を希望する職員	定員 25名
実施場所	大分県自治人材育成センター		
研修講師	弁護士 桜井 淳雄 氏		
日 程 表			

	8:50	9:20	9:30	12:00	13:00	16:15	
1 日 目	受 付	オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	<序章>基本法務を学ぶにあたって  <1章>民法I	昼 食	<2章> 民法II		
2 日 目	受 付		<3章>民法III	昼 食	<4章>刑法	ア ン ケ ー ト ・ 閉 講	
	8:45	9:15		12:00	13:00	16:15	

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、ご承知おきください。